

記述(甲7・乙1論文ア)	原告		被告乙1・乙2		原告
記述(甲7・乙1論文ア)	摘示事実又は意見論評	社会的評価を低下させる理由	原告の主張に対する反論	真実性、真実相当性及び論評(意見表明)の域の逸脱の有無	被告乙1・乙2の主張に対する反論
<p>(1)「過去、現在、未来にわたって日本国と日本人の名誉を著しく傷つける彼らの宣伝はしかし、日本人による「従軍慰安婦」捏造記事がそもそもの出発点となっている。日本を怨み、憎んでいるかのような、日本人によるその捏造記事はどんなものだったのか。aは91年8月11日、大阪aの社会面一面に『思い出すとも今も涙、元朝鮮人従軍慰安婦を韓国の団体聞き取り』の見出しで報じた。原告氏の署名入り記事である。」(甲7、40頁下段)</p> <p>「原告氏は、彼女が継父によって人身売買されたという重要な点を報じなかっただけでなく、慰安婦とは何の関係もない『女子挺身隊』と結びつけて報じた。」(甲7、41頁中段)</p> <p>「原告氏は韓国語もできて、eさんがどういう経緯で身売りされたかを知っているはずですが、その最重要の事柄を書かなかった。」(甲7、41頁中段)</p>	<p>かかる記述を、被告乙1が著名なジャーナリストであり、ホームページ上で、従前から、日本が従軍慰安婦を強制連行した事実はないなどと主張しているという事実を踏まえて、一般読者の注意と読み方を基準とした解釈をすれば、次のような事実が摘示されていると理解できる。</p> <p>①「原告が、本件記事Aにおいて、元朝鮮人従軍慰安婦(e氏)を女子挺身隊として戦場に連行された従軍慰安婦の女性として報道した」との事実の摘示。</p> <p>②「原告が、本件記事Aにおいて、慰安婦と女子挺身隊は無関係の制度であることを承知しながら、あえて両者を結びつけて報じた」との事実の摘示。</p> <p>③「原告が本件記事Aで報じた女性(e氏)が継父によって人身売買された女性であることを承知しながら、あえてそのことを隠して報道した」との事実の摘示。</p>	<p>事実に基づく報道を使命とするジャーナリストが、その職業倫理に反して、意図的に虚偽の事実を報道したとの印象を読者に与えるものである。</p>	<p>記述(1)は、女子挺身隊と慰安婦が異なるものであるにもかかわらず、原告が本件記事Aを執筆し、その中で、「日中戦争や第二次世界大戦の際『女子挺身隊』の名で戦争に連行され、日本人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』のうち一人がソウル市内に生存していることがわかり」との内容で両者を結び付ける虚偽報道を行ったこと、原告が韓国語ができることからeに対する取材を録音したテープの内容を自ら理解し、eの事案が身売り事案であることを理解できたはずであるのに虚偽報道をしたことを前提事実として、その後の原告自身やa新聞社のe及び「従軍慰安婦」についての報道姿勢を問うために「捏造」との表現を使用したのであって、評価や論評にほかならない。</p>	<p>記述(1)は、原告及びa新聞社の記事の影響が、日本と韓国との国家間の信頼関係を破壊し続けていることや、日本国民の祖父母の名誉が汚れていることから、その回復のために原告及びa新聞社の反省と行動を求めるという公共目的があつてされたものであり、何ら私的な怨念や感情に基づいたり、ことさら攻撃を意図するものでもなければ、論評の域を逸脱するようなものでもない。</p> <p>また、被告乙2の主張する論評の前提事実は真実であり、仮に、記述(1)によって原告の主張するおりの事実が摘示されているとしても、それらは真実である。仮にそれらが真実でなかったとしても、そう信ずるについて、相当な理由があつたといふべきである。</p> <p>ア 女子挺身隊と慰安婦は異なるものであること 女子挺身隊とは、国家総動員法上の勤労動員制度に基づいて、国家総動員法5条が規定する「総動員業務」について工場などで労働に従事する女性を意味するのに対し、慰安婦とは、戦前に公娼制度の下で売春に従事していた女性などの呼称の一つであり、女子挺身隊制度とは全く関係がない。</p> <p>これに対し、原告は、本件記事Aが発表された当時における「女子挺身隊」の名で戦場に連行された慰安婦とする韓国及び日本の報道の存在を指摘するが、少なくとも、当時、日本国内において、「挺身隊」と「従軍慰安婦」が同義の言葉として使用されていた事実はない。</p> <p>また、原告は、eの記者会見についても言及するが、同氏の平成3年8月14日の記者会見を報じた(j)新聞(乙イ2)に示すとおり、同氏自身は記者会見において「挺身隊」という言葉を用いていない。加えて、fによる日本政府に対する訴状ではe氏について「挺身隊」という言葉は使用されておらず、訴状を起草した弁護士は「挺身隊」を「従軍慰安婦」を意味する言葉として使用していない。</p> <p>さらに、本件記事Aは、他の報道のように慰安婦の一般論を述べたのではない。本件記事Aは、慰安婦として初めて名乗り出たe氏個人の慰安婦となった経緯(経歴)を述べたものである。そして、e氏が親に売られて慰安婦とされたのであり、「女子挺身隊」の名で戦場に連行された慰安婦でない以上、e氏個人の経歴を述べた本件記事Aにおいては、慰安婦と女子挺身隊とは全く無関係である。</p> <p>イ 原告が本件記事Aにおいて「日中戦争や第二次世界大戦の際『女子挺身隊』の名で戦場に連行され、日本人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』のうち、一人がソウル市内に生存していることがわかり」との内容で、女子挺身隊と慰安婦を結び付ける虚偽報道をしたこと まず、前述のとおり、e氏が、「女子挺身隊」の名で戦場に連行されたと慰安婦とされた事実はない。このことは、e氏の記者会見における発言を報じた(j)新聞(乙イ2)においても、同氏が平成3年12月6日に日本政府を相手どって提訴した戦後補償請求訴訟事件の訴状においても、「女子挺身隊」の名で戦場に連行された旨の記載がないことから明らかである。また、この点については、a新聞社も、平成26年12月23日付け朝刊37頁において、e氏が「女子挺身隊」の名で戦場に連行されたと事実がないことを認めている。</p> <p>これに加え、原告が本件記事Aを執筆した当時、他の新聞社が、済州島で韓国女性を女子挺身隊の名目で強制連行したとの吉田清治の作り話(以下「吉田作話」という。)を発端として「女子挺身隊」の名で連行された慰安婦との表現で一般論として慰安婦の強制連行を報じていたことを踏まえ、原告が、本件記事Aの中において、女子挺身隊の名で戦場に連行されたわけではないe氏について、強制連行について報じた他の新聞社と同一の「女子挺身隊」の名で連行された慰安婦との表現を用いて記載したことは、まさに虚偽であるといえる。</p> <p>ウ e氏は親に売られて従軍慰安婦になったこと e氏が親に売られて従軍慰安婦になったことは、同氏の平成3年8月14日の記者会見について報じた新聞記事(甲59の2、甲60の2、乙イ2)や、同氏が同年12月6日に提訴した戦後補償請求訴訟の訴状の記載内容から明らかである。</p> <p>エ 原告が、e氏が日本軍に強制連行されて慰安婦とされたのではないと認識していたのに、本件記事Aにおいて、e氏が女子挺身隊の一員として連行された女性の生き残りである旨の虚偽の内容の記事を書いたこと e氏が女子挺身隊の一員として連行された女性でないことは、前述のとおりである。 なお、原告は、e氏が親に売られて慰安婦となったとは聞いていないと主張するが、本件記事Aでは、e氏が「だまされて連れて行かれた」と話していたことが記載されている以上、だまされた主体について話をしないのは不自然である。 したがって、取材元となったe氏の話が録音されたテープには、同氏が親にだまされたとの内容も含まれていたと考えるのが合理的であり、原告もそのことは認識していたと考えられる。 また、いずれにせよ、少なくとも、原告が、自認するように、e氏が強制連行されたのではなく、「だまされて慰安婦とされた」と認識していた以上、原告は「女子挺身隊」の名で戦場に連行された」との本件記事Aの内容が虚偽であることを認識していたといえる。</p> <p>オ 原告の韓国人である妻の母親が幹部を務めるfが日本政府を相手どって訴訟を提起し、本件記事Aの内容が上記訴訟に有利に働く状況にあつたこと このうち原告の韓国人である妻の母親が幹部を務めるfが日本政府を相手どって訴訟を提起したことが真実であることは、当事者間に争いが無い。 また、原告の義母であるe氏は、fの幹部であり、fは、1970年代に組織され、吉田作話に基づき、日本政府を相手とする慰安婦に対する補償を求める裁判の集団提訴をするために、各地で原告候補となる元慰安婦探しをしていた。本件記事Aにおいて、e氏が報じられたわずか約1週間後、原告は、fが提訴準備中である旨の記事を発表し、本件記事Aが発表された約4か月後には、fのe氏を含む3名の元慰安婦が、元軍人、軍属らと共に、日本政府を相手どって集団訴訟を提起している。 かかる事実関係を踏まえれば、本件記事Aが上記訴訟に有利となる状況にあつたとの事実も真実であるといえる。</p>	<p>ア 原告は、慰安婦と女子挺身隊が、無関係の制度であるとか、異なるものであることを認識しながら、意図的に両者を結び付けて虚偽報道を行ったことはない。</p> <p>原告が本件記事Aを執筆する前から、「従軍慰安婦」について書かれた新聞、書籍等では、「挺身隊」、「女子挺身隊」を「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いていた。また、e氏から「従軍慰安婦」としての被害を聞き取った支援団体は、1990年11月、「j」という名称で団体を設立しているし、e氏自身が本件記事Aの発表後である1991年8月の記者会見において「挺身隊」という言葉を用いていた。 これらの事実関係からすれば、本件記事Aは、事実に基づく報道であり、被告乙1が本件記事Aを虚偽の記事であるとするのは、客観的に誤りである。</p> <p>イ また、被告乙1が、原告が本件記事A及び本件記事Bを執筆した平成3年当時の日本における新聞記事や、e氏が初めて被害を名乗り出た頃の韓国国内の報道を確認しない調査をすれば、「挺身隊」の用語が「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いられたことは、容易に判明したはずである。 そうすると、被告乙1は、基礎的な調査もせずに、原告が「挺身隊」と「従軍慰安婦」が全く無関係であるのに取って結びつけたと意図的に報じた、あるいは、少なくともそのように誤信したことになるから、被告乙1には、上記摘示事実を真実と信じるに足りる相当な理由があつたとはいえない。</p> <p>ウ 原告は、e氏が親に売られて慰安婦になったという事実を聞いていないから、この点も真実ではない。 また、被告乙1は、何らの根拠もなく、原告が、e氏が親に売られた事実を知りながら、取ってそのことを書かなかったと断定しているのだから、上記摘示に係る事実を真実であると信ずるについて相当な理由があるとはいえない。</p> <p>エ 本件記事Aが出された平成3年8月11日は、fが訴訟を提起する前であり、当時、e氏は、実名を公表しておらず、fに所属していたものでもなければ、fを通じて訴訟を提起することを決断しているものでもなかった。また、fが提起した訴訟は、戦後賠償全般に係る訴訟であり、原告35名のうち元従軍慰安婦は3名である。さらに、原告が本件記事Aを書いた際の取材対象はfと全く別の団体であり、当時、共同して活動していたという事実もなかった。これに加え、fが、東京地方裁判所に対し、日本政府を相手どって提訴した平成3年12月6日、(d)新聞をはじめとする各新聞社は、e氏が「強制連行」されたことを前提として、上記訴訟を報じているが、同月25日に、原告が執筆した本件記事Bにおいては、専らe氏の被害体験が記述されているのであり、義母を支援する内容であるというには、飛躍があるといえる。以上のことからすれば、原告が、本件記事Aを執筆するに当たり、義母の訴訟を支援する目的があつたなどということはないから、乙1論文で摘示されている上記各事実は、いずれも真実ではない。また、本件記事Aが発表された時点において、fの提訴がされていないこと、fと異なる団体であることは、簡単な調査によって容易に知り得る事項である。加えて、本件記事Bが発表された時点においては、既に各新聞社によって、fが訴訟を提起したこと、「強制連行」があつたことを前提とした報道がされておらず、本件記事Bによって同訴訟が有利に進むものではないということも、容易に知り得る事項である。</p> <p>そうすると、被告乙1に、上記摘示に係る事実について真実であると信ずるについて相当な理由があるとはいえない。</p>

記述(甲7・乙1論文ア)	原告		被告乙1・乙2		原告
	摘示事実又は意見論評	社会的評価を低下させる理由	原告の主張に対する反論	真実性、真実相当性及び論評(意見表明)の域の逸脱の有無	被告乙1・乙2の主張に対する反論
(2)「原告記者が、真実を隠して捏造記事を報じたのは、義母の訴訟を支援する目的だったと言われても弁明できないであろう。(甲7, 41頁下段)」	原告が本件記事Aを執筆した動機は、義母の訴訟を支援する目的にあったとの事実の摘示。	原告が、新聞という公器を利用して義母の利益を図るために報道を行ったとの印象を与え、原告の社会的評価を低下させる。	記述(2)は、前述のとおり、本件記事Aが事実と反することに加え、原告の義母が韓国人であり、日本政府を相手取って裁判を起こしたfの常任理事であったという事実を前提に、「原告が事実と反する本件記事Aを執筆した動機には、義母の訴訟を支援する目的が含まれていたと第三者が受け止め、その理解に従った言動がなされてもおかしくはない」という評価を明らかにしたものに過ぎない。	原告及びa新聞社の記事の影響が、日本と韓国との国家間の信頼関係を破壊し続けていることや、日本国民の祖父母の名誉が汚されていることから、その回復のために原告及びa新聞社の反省と行動を求めるという公共目的があったものであり、何ら私的な怨念や感情に基づいたり、ことさら攻撃を意図するものでもなければ、論評の域を逸脱するようなものでもない。また、被告乙2の主張する論評の前提事実は真実であるか、そう信じるについて相当の理由があった。その前提事実は、記述(1)と同様であり、それらがいずれも真実であることは前述のとおりである。	原告が、本件記事Aを執筆した動機が義母の訴訟を支援する目的にあったとの事実が真実ではないこと、被告乙1において、そのように信ずることについて相当な理由があるともいえないことについては、記述(1)において主張したとおりである。
(3)「氏の捏造記事を、a新聞は訂正もせず大々的に紙面化した。」(甲7, 41頁下段)	記述(1)及び(2)と同じ。	記述(1)及び(2)と同じ。	記述(1)と同じ。	記述(1)と同じ。	記述(1)及び(2)と同じ。
(4)「原告記者の捏造は、a新聞の記事や社説によって事実として位置づけられ、広がっていった。」(甲7, 42頁上段)	記述(1)及び(2)と同じ。	記述(1)及び(2)と同じ。	記述(1)と同じ。	記述(1)と同じ。	記述(1)及び(2)と同じ。
(5)「改めて疑問に思う。こんな人物に、はたして学生を教える資格があるのか、と。一体、誰がこんな人物の授業を受けたいだろうか。教職というのはその人物の人格、識見、誠実さをもって全力で当たるべきものだ。原告氏は人に教えるより前に、まず自らの捏造について説明する責任があるだろう。」(甲7, 42頁下段)	【主位的主張】 記述(1)及び(2)によって摘示されている事実が存在するのに、原告が、それらの事実を説明せずに、教職に従事し続けていること。 【予備的主張】 記述(1)及び(2)によって摘示されている事実が存在するのに、原告がそれらの事実について説明責任を果たしていないことを前提事実として、そのような人物には教員としての資格がないとの論評。	記述(1)及び(2)部分で主張したことに加え、原告が職業倫理に反する非行について説明しない不誠実な人物であり、それにもかかわらず特に誠実な人格が求められる教職に従事している点で、あるべき倫理水準からの落差がいつそう大きいとの印象を与え、原告の社会的評価を低下させる。	記述(5)は、本件記事Aが事実と反するものであり、その後、そのことを示す事実関係が判明したにもかかわらず、追加・深掘取材をして記事の誤りの真摯な訂正と、その影響を排除せず、教職に従事しようとしていることを前提事実とした被告乙1の評価を記載したものに過ぎない。	記述(1)で主張したことに加え、原告が現在まで本件記事Aを訂正も説明もせず、b大学で教員に従事し続けていたことが前提事実である。そして、上記事実は、当事者間に争いがなく、真実である。	原告が意図的に虚偽の内容の記事を書いたことがないことは、これまで述べてきたとおりであり、上記摘示に係る事実は真実ではないし、被告乙1にそれを真実であると信ずるについて相当な理由があるともいえない。

原告	原告	被告乙1・乙3	原告	被告乙1・乙3	
記述(甲8・乙1論文イ)	摘示事実又は意見論評	社会的評価を低下させる理由	原告の主張に対する反論	被告乙1・乙3の主張に対する反論	原告の反論に対する再反論
<p>(1)「意図的な虚偽報道」(見出し) (2)「氏は、韓国の女子挺身隊と慰安婦を結びつけ、日本が強制運行したとの内容で報じたが、挺身隊は動労奉仕の若い女性たちとのことで慰安婦とは無関係だ。」(甲8、135頁3段目) イ「原告氏は韓国語を操り、妻が韓国人だ。その母親は、慰安婦問題で日本政府を相手どって訴訟を起こした『f』の幹部である。」(甲8、135頁3段目) ウ「原告氏の『誤報』は単なる誤報ではなく、意図的な虚偽報道だと言われても仕方がないだろう。」(甲8、135頁3段目から4段目)</p>	<p>記述(1)及び同(2)に加えて、被告乙1が著名なジャーナリストであり、ホームページ上で、従前から、日本が従軍慰安婦を強制運行した事実はないなどと主張しているという事実を踏まえて、一般読者の注意と読み方を基準とした解釈をすれば、次のような事実が摘示されていると理解できる。 ①原告が、本件記事Aにおいて、女子挺身隊と従軍慰安婦が異なるものであることを認識しながら、意図的に、両者を結びつける虚偽報道を行った。 ②原告は、本件記事Aにおいて、日本が女子挺身隊を強制運行したという事実がないことを認識しながら、意図的に、かかる事実があったとの虚偽報道を行った。 ③原告は、本件記事Aにおいて、韓国人である妻の母親が幹部を務めるfが日本政府を相手どった訴訟を支援する目的で、上記の虚偽報道を行った。</p>	<p>事実に基づく報道を使命とするジャーナリストが、その職業倫理に反して、意図的に虚偽の事実を報道したとの印象を読者に与えるものである。 乙1論文イの記述から、①ない③の事実が摘示されているという原告の主張は争う。記述(1)の見出しは、記述(2)における論評を抜き出して見出しとしたものであるが、当該記述のみでは、誰によるどのような報道内容に指してこのような表現をしているのかが不明であるから、この記述自体で、原告の社会的評価が低下するとはいえない。記述(2)の部分は、「女子挺身隊と慰安婦が異なるものであるにもかかわらず、原告は、本件記事Aにおいて両者をつなげ、日本軍が強制運行したという事実を反する報道を行った。」という客観的事実が摘示されているとみるべきであり、そもそも日本が女子挺身隊を強制運行した事実がないという事実が摘示されているのか、意図的にそのような事実があったとの虚偽報道を行った事実が読み取れるわけではない。 また、原告の執筆した記事の内容に関する記述である以上、原告の社会的評価は低下しない。 記述(2)イの部分は、「原告が韓国語に堪能であり、妻が韓国人である上、妻の母が慰安婦問題で日本政府を相手どって訴訟を起こした『f』の幹部である」という客観的事実が摘示されているに過ぎず、原告が主張するような原告の目的までが摘示されているとは読み取れない。また、かかる記述によって、原告の社会的評価は低下しない。記述(2)ウの部分は、記述(2)ア及びイにおいて摘示されている事実を前提とした意見ないし論評である。そして、かかる意見ないし論評は、原告が行った報道内容に向けられたものであり、原告自身に向けられたものではないから、原告の社会的評価を低下させるものではない。 さらに、原告は、乙1論文イにおいて、原告が日本が女子挺身隊ないし従軍慰安婦を強制運行した事実がないことを認識しながら、意図的にかかる事実があったとの虚偽報道をしたとの事実が摘示されていると主張する。しかし、被告乙1及び被告乙3は、前記各論文にそのような事実が摘示されていることを争う。また、被告乙1は、そのような一般論を前提事実として論評や意見表明をしているわけではなく、あくまで、e氏が女子挺身隊として運行された事実がないことを問題にしているのである。</p>	<p>被告乙1による論評は原告による報道内容に対する評価に必要な限度でされたものであって、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評の域を逸脱したものではない。 また、被告乙1及び乙3の主張する論評の前提事実は以下のとおりであり、それらは真実であるし、記述(1)及び(2)によって、原告の主張するおりの事実が摘示されているとしても、それらは真実である。仮にそれらが真実でなかったとしても、そう信ずるについて、相当な理由があったとすべきである。 ア 女子挺身隊と慰安婦は異なるものであること 女子挺身隊とは、国家総動員法上の労働動員制度に基づいて、国家総動員法5条が規定する「総動員業務」について工場などで労働に従事する女性を意味するのに対し、慰安婦とは、戦前に公娼制度の下で売春に従事していた女性などの呼称の一つであり、女子挺身隊制度とは全く関係がない。 これに対し、原告は、本件記事Aが発表された当時における「女子挺身隊の名で戦場に運行された慰安婦」とする韓国及び日本の報道の存在を指摘するが、少なくとも、当時、日本国内において、「挺身隊」と「従軍慰安婦」が同義の言葉として使用されていた事実はない。 また、原告は、e氏の記者会見についても言及するが、同氏の平成3年8月14日の記者会見を報じた(j)新聞(乙2)に示すとおり、同氏自身は記者会見において「挺身隊」という言葉を用いていない。加えて、fによる日本政府に対する訴状ではe氏について「挺身隊」という言葉は使用されておらず、訴状を起草した弁護士は「挺身隊」「従軍慰安婦」を意味する言葉として使用していない。 さらに、本件記事Aは、他の報道のように慰安婦の一般論を述べたのではない。本件記事Aは、慰安婦として初めて名乗り出たe氏個人の慰安婦となった経緯(経歴)を述べたものである。そして、e氏が親に売られて慰安婦とされたのであり、「女子挺身隊の名で戦場に運行された慰安婦」でない以上、e氏個人の経歴を述べた本件記事Aにおいては、慰安婦と女子挺身隊とは全く無関係である。 イ 原告が本件記事Aにおいて「日中戦争や第二次世界大戦の際『女子挺身隊』の名で戦場に運行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』のうち、一人がソウル市内に生存していることがわかり」との内容で、女子挺身隊と慰安婦を結びつける虚偽報道をしたこと まず、前述のとおり、e氏が「女子挺身隊の名で戦場に運行され」て慰安婦とされた事実はない。このことは、e氏の記者会見における発言を報じた(j)新聞(乙2)においても、同氏が平成3年12月6日に日本政府を相手どって提訴した戦後補償請求訴訟事件の訴状においても、「女子挺身隊の名で戦場に運行された」旨の記載がないことから明らかである。また、この点については、a新聞社も、平成26年12月23日付け朝刊37頁において、e氏が「女子挺身隊の名で戦場に運行され」た事実がないことを認めている。 これに加え、原告が本件記事Aを執筆した当時、他の新聞社が吉田作話を発端として「女子挺身隊の名で運行された慰安婦」との表現で一般論として慰安婦の強制運行を報じていたことを踏まえ、原告が、本件記事Aの中において、女子挺身隊の名で戦場に運行されたわけではなくe氏について、強制運行について報じた他の新聞社と同一の「女子挺身隊の名で運行された慰安婦」との表現を用いて記載したことは、まさに虚偽であるといえる。 ウ e氏は親に売られて従軍慰安婦になったこと e氏が親に売られて従軍慰安婦になったことは、同氏の平成3年8月14日の記者会見について報じた新聞記事(甲59の2、甲60の2、乙2)や、同氏が同年12月6日に提訴した戦後補償請求訴訟の訴状の記載内容から明らかである。 エ 原告が、e氏が日本軍に強制運行されて慰安婦とされたのではないと認識していたのに、本件記事Aにおいて、e氏が女子挺身隊の一員として運行された女性の生き残りである旨の虚偽の内容の記事を書いたこと e氏が女子挺身隊の一員として運行された女性でないことは、前述のとおりである。 なお、原告は、e氏が親に売られて慰安婦となったとは聞いていないと主張するが、本件記事Aでは、e氏が「だまされて連れて行かれた」と話していたことが記載されている以上、だました主体について話をしないのは不自然である。 したがって、取材元となったe氏の話が録音されたテープには、同氏が親にだまされたとの内容も含まれていたと考えるのが合理的であり、原告もそのことは認識していたと考えられる。(その詳細については、被告乙4の主張するとおりである。) また、いずれにせよ、少なくとも、原告が、自認するように、e氏が強制運行されたのではなく、「だまされて慰安婦とされた」と認識していた以上、原告は「女子挺身隊の名で戦場に運行された」との本件記事Aの内容が虚偽であることを認識していたといえる。</p>	<p>ア 原告は、慰安婦と女子挺身隊が、無関係の制度であるとか、異なるものであることを認識しながら、意図的に両者を結び付けて虚偽報道を行ったことはない。 原告が本件記事Aを執筆する前から、「従軍慰安婦」について書かれた新聞、書籍等では、「挺身隊」「女子挺身隊」を「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いていた。また、e氏から「従軍慰安婦」としての被害を聞き取った支援団体は、1990年11月、「j」という名称で団体を設立している。e氏自身が本件記事Aの発表後である1991年8月の記者会見において「挺身隊」という言葉を用いていた。 これらの事実関係からすれば、本件記事Aは、事実に基づく報道であり、被告乙1が本件記事Aを虚偽の記事であるとするのは、客観的に誤りである。 イ また、被告乙1が、原告が本件記事A及び本件記事Bを執筆した平成3年当時の日本における新聞記事や、e氏が初めて被害を名乗り出た頃の韓国国内の報道を確認しないし、調査をすれば、「挺身隊」の用語が「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いられたことは、容易に判明したはずである。 そうすると、被告乙1は、基礎的な調査もせずに、原告が「挺身隊」と「従軍慰安婦」が全く無関係であるのに敢えて結びつけたと意図的に報じた、あるいは、少なくともそのように誤記したことになるから、被告乙1には、上記摘示事実を真実と信じるに足りる相当な理由があったとはいえない。 ウ 被告乙3が掲載した乙1論文イ及び乙1論文ウからは、原告が日本が女子挺身隊ないし従軍慰安婦を強制運行した事実がないことを認識しながら、意図的にかかる事実があったとの虚偽報道をしたとの事実が摘示されていると理解できることも前述のとおりである。しかし、そもそも、原告は、本件記事Aにおいて、「戦場に運行され」との表現を用いており、「強制運行」とは記述しておらず、むしろ、本件記事Aの本文においては、e氏が「17歳のとき、だまされて慰安婦にされた」と記述している。 そうすると、本件記事Aの「運行」とは、だまされて連れて行かれた、また、本人の意思にかかわらず連れて行かれたとの趣旨であると読むのが自然であり、第二次世界大戦中に日本(大日本帝国)が日本統治時代の朝鮮、中国等において朝鮮人や中国人労働者を強制的に労働動員したことを意味する「強制運行」のことを指しているとは解されない。 したがって、被告乙3が掲載した乙1論文イ及び乙1論文ウにおいて摘示されている、原告が日本が女子挺身隊ないし従軍慰安婦を強制運行した事実がないことを認識しながら、意図的にかかる事実があったとの虚偽報道をしたとの事実が真実でないことは明らかである。 また、被告乙1は、本件記事Aのうち「運行」という表現を、敢えて「強制運行」と言い換え、一般読者をして、原告が本件記事Aに「日本が強制運行」と明記したかの如く誤った記述を行っているものであるから、被告乙1に上記摘示に係る事実が真実であると信じるについて相当な理由があったとはいえない。 エ 本件記事Aが出された平成3年8月11日は、fが訴訟を提起する前であり、当時、e氏は、実名を公表しておらず、fに所属していたものでもなければ、fを通じて訴訟を提起することを決断しているものでもなかった。 また、fが提起した訴訟は、戦後賠償全般に係る訴訟であり、原告35名のうち元従軍慰安婦は3名である。さらに、原告が本件記事Aを書いた際の取材対象はfであって、jは、原告の義母が幹部を務めるfとは全く別の団体であり、当時、共同して活動していたという事実もなかった。 これに加え、fが、東京地方裁判所に対し、日本政府を相手どって提訴した平成3年12月6日、(d)新聞をはじめとする各新聞社は、e氏が「強制運行」されたことを前提として、上記訴訟を報じているが、同月25日に、原告が執筆した本件記事Bにおいては、専らe氏の被害体験が記述されているのであり、義母を支援する内容であるというには、飛躍があるといえる。 以上のことからすれば、原告が、本件記事Aを執筆するに当たり、義母の訴訟を支援する目的があったなどということはないから、乙1論文イで摘示されている上記各事実は、いずれも真実ではない。また、本件記事Aが発表された時点において、fの提訴がされていないこと、fとgが異なる団体であることは、簡単な調査によって容易に知り得る事項である。加えて、本件記事Bが発表された時点においては、既に各新聞社によって、fが訴訟を提起したこと、「強制運行」があったことを前提とした報道がされており、本件記事Bによって同訴訟が有利に進むものでないということも、容易に知り得る事項である。そうすると、被告乙1に、上記摘示に係る事実について真実であると信ずるについて相当な理由があるとはいえない。</p>	<p>原告は、本件記事Aの「運行」とはだまされて連れて行かれたとの趣旨であると読むのが自然であると主張するが誤りである。すなわち、「だまされた」こと「運行」とが社会通念あるいは日常の用法からして両立しないことは、第三者委員会の報告書(乙1)17頁において指摘されているとおりである。また、原告は、本件記事Bの末尾において、「これまで韓国に戻った元慰安婦たちは、沈黙を続けていた。ところが、昨年六月、日本政府は強制運行に関する国会で『従軍慰安婦は民間業者が連れ歩いた』など軍や政府の関与を否定する答弁をし、その後も『資料がない』などと繰り返してきた。こうしたニュースを聞いたeさんは、『自分が生き証人だ』と今年夏に、はじめて名乗り出た。」と記載し、日本政府による強制運行を否定する国会答弁を非難し、e氏を「生き証人」として「今年夏に、はじめて名乗り出た」とも紹介しているが、「今年夏に、はじめて名乗り出た」とは、本件記事Aのスクープを指すものである。</p>
		<p>オ 原告の韓国人である妻の母親が幹部を務めるfが日本政府を相手どって訴訟を提起し、本件記事Aの内容が上記訴訟に有利に働く状況にあったこと このうち原告の韓国人である妻の母親が幹部を務めるfが日本政府を相手どって訴訟を提起したことが真実であることは、当事者間に争いが無い。 また、原告の義母であるg氏は、fの幹部であり、fは、1970年代に組織され、吉田作話に基づき、日本政府を相手とする慰安婦に対する補償を求める裁判の集団提訴をするために、各地で原告候補となる元慰安婦探しをしていた。本件記事Aにおいて、e氏がことが報じられたわずか約1週間後、原告は、fが提訴準備中である旨の記事を発表し、本件記事Aが発表された約4か月後には、fのe氏を含む3名の元慰安婦が、元軍人、軍属と共に、日本政府を相手どって集団訴訟を提起している。 かかる事実関係を踏まえれば、本件記事Aが上記訴訟に有利となる状況にあったとの事実も真実であるといえる。</p>			

原告	被告乙1・乙3	原告	被告乙1・乙3
<p>記述(甲9・乙1論文ウ)</p> <p>【主位的主張】 記述1ないし同4)に加えて、被告乙1が著名ジャーナリストであり、ホームページ上で、従前から、日本女子挺身隊と慰安婦を結びつける虚偽の記事を書いた原告氏は、10月14日の今日まで、自身の捏造記事について説明したという話は聞かされていない。(甲9、144頁2段目から3段目)</p> <p>(2)「23年間、捏造報道の訂正も説明もせず辯護し続ける元記者を教壇に立たせ学生に教えさせるべき姿なのか。」(甲9、144頁3段目)</p> <p>(3)「しかし、原告氏の捏造報道と学問の自由、表現の自由は異なるものである。」(甲9、144頁4段目)</p> <p>(4)「この女性、e氏は、女子挺身隊の一員ではなく、貧しきゆえに親に売られた気の毒な女性である。にも拘わらず、原告氏は、e氏が女子挺身隊として運行された女性たちの中の生き残りの一人だと書いた。一人の女性の人生として書いたこの記事は、挺身隊と慰安婦は同じだったか否かという一般論次元の問題ではなく、明確な捏造記事である。」(甲9、144頁4段目から145頁1段目)</p>	<p>社会的評価を低下させる理由</p> <p>原告の主張に対する反論</p> <p>乙1論文ウの記述から、①ないし④の事実が摘示され、又は、⑤及び⑥の論評がされているとの原告の主張は争う。特に、記述1ないし4)から②の事実が摘示されていると理解することはおよそ困難であり、記述1ないし同4)は、次のように理解すべきである。</p> <p>記述1)の段階では、「捏造記事」が原告が執筆した記事のどの部分を指しているのかわからず、その意味を理解するためには、記述4)を読む必要がある。したがって、記述1)で摘示されているのは、あくまで「原告が、23年前のa新聞の記事において女子挺身隊と慰安婦を結びつける虚偽の記事を書きながら大学教員となっていた。」との事実が、e氏の記者会見について「捏造記事」は、記述4)を先行して引用したものにすぎない。</p> <p>記述2)の段階でも、「捏造記事」が、原告が執筆した記事のどの部分を指しているのかわからず、その意味を理解するためには、記述4)を読む必要がある。</p> <p>したがって、記述2)で摘示されているのは、あくまで「原告は、現在までそのことを訂正も説明もせず、b大学で教壇に立っている。」との事実が、e氏が「予備的主張」</p> <p>記述3)は、それに至るまでの記述からして、原告が事実と反する記事について説明も訂正もしないまま、教壇に立ち続ける原告の姿勢に疑問を投げかけた上で、原告のそのような姿勢と学問の自由や表現の自由が異なる問題であるとの意見ないし論評をしていると読むのが、一般読者の普通の読み方である。</p> <p>記述4)の1文目及び2文目からは、e氏が女子挺身隊として運行されたことではなく、貧しきために親に売られたという事実、原告が、e氏が、女子挺身隊として運行された女性たちの中の生き残りの一人であるという事実と反する記事を書いたとの事実が摘示されているが、それ以上に、原告の主張するような「意図的に虚偽の内容の記事を書いた」との事実が摘示されていると読み取れない。記述4)の3文目については、記述4)の1文目と2文目で摘示されている事実を前提に、「一人の女性の人生として書いたこの記事は、挺身隊と慰安婦は同じだったか否かという一般論次元の問題ではなく、明確な捏造記事である」との論評をしたものに過ぎない。</p> <p>また、「捏造記事」とは、故意による虚偽報道があったとの法的見解に類する意見であり、事実の摘示ではない。そして、以上の摘示事実ないし論評は、いずれも原告が行った報道内容に向けられたものであり、原告自身に向けられたものではないから、原告の社会的評価を低下させるものではない。</p>	<p>原告の主張に対する反論</p> <p>記述1)及び2)によって摘示されている事実、記述3)及び4)が論評ないし意見表明であることは原告の主張に対する反論欄に記載のとおりである。そして、このうち記述1)及び2)に摘示されている事実は真実である。記述3)及び4)が前提にしている事実は以下のとおりであるが、これらの事実はいずれも真実であるか、真実であると信ずるに十分な理由があるといえる。また、被告乙1による論評は原告による報道内容に対する評価に必要な限度でされたものであり、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評の域を逸脱したものではない。さらに、記述1)ないし記述4)から原告の主張するような事実が摘示されていると理解することができても、以下のような事実関係からすると、それらの事実もまた真実であり、あるいは、真実と信ずるに十分な理由があったといえる。</p> <p>ア 女子挺身隊と慰安婦は異なるものであること 女子挺身隊とは、国家総動員法上の労働動員制度に基づいて、国家総動員法5条が規定する「総動員業務」について工場などで労働に従事する女性を意味するのに対し、慰安婦とは、戦前に公娼制度の下で売春に従事していた女性などの呼称の一つであり、女子挺身隊制度とは全く関係がない。</p> <p>これに対し、原告は、本件記事Aが発表された当時における「女子挺身隊」の名で戦場に運行された慰安婦」とする韓国及び日本の報道の存在を指摘するが、少なくとも、当時、日本国内において、「挺身隊」と「従軍慰安婦」が同義の言葉として使用されていた事実はない。</p> <p>また、原告は、e氏の記者会見についても言及するが、同氏の平成3年8月14日の記者会見を報じた(j)新聞(乙イ2)に示すとおり、同氏自身は記者会見において「挺身隊」という言葉を用いていない。加えてfによる日本政府に対する訴状ではe氏について「挺身隊」という言葉は使用されておらず、訴状を起草した弁護士は「従軍慰安婦」を意味する言葉として使用していない。</p> <p>さらに、本件記事Aは、他の報道のように慰安婦の一般論を述べたのではない。本件記事Aは、慰安婦として初めて名乗り出たe氏個人の慰安婦となった経緯(経歴)を述べたものである。そして、e氏が親に売られて慰安婦とされたこと、女子挺身隊の名で戦場に運行された慰安婦でない以上、e氏個人の経歴を述べた本件記事Aにおいては、慰安婦と女子挺身隊とは全く無関係である。</p> <p>イ 原告が本件記事Aにおいて「日中戦争や第二次世界大戦の際『女子挺身隊』の名で戦場に運行され、日本人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』のうち、一人がソウル市内に生存していることがわかり」との内容で、女子挺身隊と慰安婦を結びつける虚偽報道をしたこと</p> <p>まず、前述のとおり、e氏が、「女子挺身隊」の名で戦場に運行されたと慰安婦とされた事実はない。このことは、e氏の記者会見における発言を報じた(j)新聞(乙イ2)においても、同氏が平成3年12月6日に日本軍相手に訴状を提出した戦後補償請求訴訟事件の訴状においても、「女子挺身隊」の名で戦場に運行された」旨の記載がないことから明らかである。また、この点については、a新聞社も、平成26年12月23日付け朝刊37頁において、e氏が「女子挺身隊」の名で戦場に運行された事実はないことを認めている。</p> <p>これに加え、原告が本件記事Aを執筆した当時、他の新聞社が吉田作話を発端として「女子挺身隊」の名で運行された慰安婦」との表現で一般論として慰安婦の強制運行を報じていたことを踏まえ、原告が、本件記事Aの中において、女子挺身隊の名で戦場に運行されたわけではないe氏について、強制運行について報じた他の新聞社と同一の「女子挺身隊」の名で運行された慰安婦」との表現を用いて記載したことは、まさに虚偽であるといえる。</p> <p>ウ e氏は親に売られて従軍慰安婦になったこと e氏が親に売られて従軍慰安婦になったことは、同氏の平成3年8月14日の記者会見について報じた新聞記事(甲59の2、甲60の2、乙イ2)や、同氏が同年12月6日に提出した戦後補償請求訴訟の訴状の記載内容から明らかである。</p> <p>エ 原告が、e氏が日本軍に強制運行されて慰安婦とされたのではないと認識していたのに、本件記事Aにおいて、e氏が女子挺身隊の一員として運行された女性の生き残りである旨の虚偽の内容の記事を書いたこと e氏が女子挺身隊の一員として運行された女性でないことは、前述のとおりである。なお、原告は、e氏が親に売られて慰安婦となったことは聞いていないと主張するが、本件記事Aでは、e氏が「だまされて連れて行かれた」と話していたことが記載されている以上、だまされた主体について話をしないのは不自然である。</p> <p>したがって、取材元となったe氏の話が録音されたテープには、同氏が親にだまされたとの内容も含まれていたと考えるのが合理的であり、原告もそのことは認識していたと考えられる(その詳細については、被告乙4の主張のとおりである。)</p> <p>また、いずれにせよ、少なくとも、原告が、自認するように、e氏が強制運行されたのではなく、「だまされて慰安婦とされた」と認識していた以上、原告は「女子挺身隊」の名で戦場に運行された」との本件記事Aの内容が虚偽であることを認識していたといえる。</p> <p>オ 原告の韓国である妻の母親が幹部を務めるが日本政府を相手どって訴訟を提起し、本件記事Aの内容が上記訴訟に有利に働く状況にあったこと このうち原告の韓国である妻の母親が幹部を務めるが日本政府を相手どって訴訟を提起したことが真実であることは、当事者間に争いが無い。</p> <p>また、原告の義母であるe氏は、fの幹部であり、fは、1970年代に組織され、吉田作話に基づき、日本政府を相手とする慰安婦に対する補償を求める裁判の集団提訴をするために、各地で原告候補となる元慰安婦探しをしていた。本件記事Aにおいて、e氏のことが報じられた約4か月後には、fのe氏を含む3名の元慰安婦が、元軍人、軍属らと共に、日本政府を相手どって集団訴訟を提起している。</p> <p>かかる事実関係を踏まえれば、本件記事Aが上記訴訟に有利となる状況にあったとの事実も真実であるといえる。</p> <p>カ 原告が現在まで本件記事Aを訂正も説明もせず、b大学で教壇に立っていること かかる事実については、当事者間に争いが無いから真実である。</p>	<p>原告の主張に対する反論</p> <p>記述1)及び2)によって摘示されている事実、記述3)及び4)が論評ないし意見表明であることは原告の主張に対する反論欄に記載のとおりである。そして、このうち記述1)及び2)に摘示されている事実は真実である。記述3)及び4)が前提にしている事実は以下のとおりであるが、これらの事実はいずれも真実であるか、真実であると信ずるに十分な理由があるといえる。また、被告乙1による論評は原告による報道内容に対する評価に必要な限度でされたものであり、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評の域を逸脱したものではない。さらに、記述1)ないし記述4)から原告の主張するような事実が摘示されていると理解することができても、以下のような事実関係からすると、それらの事実もまた真実であり、あるいは、真実と信ずるに十分な理由があったといえる。</p> <p>ア 女子挺身隊と慰安婦は異なるものであること 女子挺身隊とは、国家総動員法上の労働動員制度に基づいて、国家総動員法5条が規定する「総動員業務」について工場などで労働に従事する女性を意味するのに対し、慰安婦とは、戦前に公娼制度の下で売春に従事していた女性などの呼称の一つであり、女子挺身隊制度とは全く関係がない。</p> <p>これに対し、原告は、本件記事Aが発表された当時における「女子挺身隊」の名で戦場に運行された慰安婦」とする韓国及び日本の報道の存在を指摘するが、少なくとも、当時、日本国内において、「挺身隊」と「従軍慰安婦」が同義の言葉として使用されていた事実はない。</p> <p>また、原告は、e氏の記者会見についても言及するが、同氏の平成3年8月14日の記者会見を報じた(j)新聞(乙イ2)に示すとおり、同氏自身は記者会見において「挺身隊」という言葉を用いていない。加えてfによる日本政府に対する訴状ではe氏について「挺身隊」という言葉は使用されておらず、訴状を起草した弁護士は「従軍慰安婦」を意味する言葉として使用していない。</p> <p>さらに、本件記事Aは、他の報道のように慰安婦の一般論を述べたのではない。本件記事Aは、慰安婦として初めて名乗り出たe氏個人の慰安婦となった経緯(経歴)を述べたものである。そして、e氏が親に売られて慰安婦とされたこと、女子挺身隊の名で戦場に運行された慰安婦でない以上、e氏個人の経歴を述べた本件記事Aにおいては、慰安婦と女子挺身隊とは全く無関係である。</p> <p>イ 原告が本件記事Aにおいて「日中戦争や第二次世界大戦の際『女子挺身隊』の名で戦場に運行され、日本人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』のうち、一人がソウル市内に生存していることがわかり」との内容で、女子挺身隊と慰安婦を結びつける虚偽報道をしたこと</p> <p>まず、前述のとおり、e氏が、「女子挺身隊」の名で戦場に運行されたと慰安婦とされた事実はない。このことは、e氏の記者会見における発言を報じた(j)新聞(乙イ2)においても、同氏が平成3年12月6日に日本軍相手に訴状を提出した戦後補償請求訴訟事件の訴状においても、「女子挺身隊」の名で戦場に運行された」旨の記載がないことから明らかである。また、この点については、a新聞社も、平成26年12月23日付け朝刊37頁において、e氏が「女子挺身隊」の名で戦場に運行された事実はないことを認めている。</p> <p>これに加え、原告が本件記事Aを執筆した当時、他の新聞社が吉田作話を発端として「女子挺身隊」の名で運行された慰安婦」との表現で一般論として慰安婦の強制運行を報じていたことを踏まえ、原告が、本件記事Aの中において、女子挺身隊の名で戦場に運行されたわけではないe氏について、強制運行について報じた他の新聞社と同一の「女子挺身隊」の名で運行された慰安婦」との表現を用いて記載したことは、まさに虚偽であるといえる。</p> <p>ウ e氏は親に売られて従軍慰安婦になったこと e氏が親に売られて従軍慰安婦になったことは、同氏の平成3年8月14日の記者会見について報じた新聞記事(甲59の2、甲60の2、乙イ2)や、同氏が同年12月6日に提出した戦後補償請求訴訟の訴状の記載内容から明らかである。</p> <p>エ 原告が、e氏が日本軍に強制運行されて慰安婦とされたのではないと認識していたのに、本件記事Aにおいて、e氏が女子挺身隊の一員として運行された女性の生き残りである旨の虚偽の内容の記事を書いたこと e氏が女子挺身隊の一員として運行された女性でないことは、前述のとおりである。なお、原告は、e氏が親に売られて慰安婦となったことは聞いていないと主張するが、本件記事Aでは、e氏が「だまされて連れて行かれた」と話していたことが記載されている以上、だまされた主体について話をしないのは不自然である。</p> <p>したがって、取材元となったe氏の話が録音されたテープには、同氏が親にだまされたとの内容も含まれていたと考えるのが合理的であり、原告もそのことは認識していたと考えられる(その詳細については、被告乙4の主張のとおりである。)</p> <p>また、いずれにせよ、少なくとも、原告が、自認するように、e氏が強制運行されたのではなく、「だまされて慰安婦とされた」と認識していた以上、原告は「女子挺身隊」の名で戦場に運行された」との本件記事Aの内容が虚偽であることを認識していたといえる。</p> <p>オ 原告の韓国である妻の母親が幹部を務めるが日本政府を相手どって訴訟を提起し、本件記事Aの内容が上記訴訟に有利に働く状況にあったこと このうち原告の韓国である妻の母親が幹部を務めるが日本政府を相手どって訴訟を提起したことが真実であることは、当事者間に争いが無い。</p> <p>また、原告の義母であるe氏は、fの幹部であり、fは、1970年代に組織され、吉田作話に基づき、日本政府を相手とする慰安婦に対する補償を求める裁判の集団提訴をするために、各地で原告候補となる元慰安婦探しをしていた。本件記事Aにおいて、e氏のことが報じられた約4か月後には、fのe氏を含む3名の元慰安婦が、元軍人、軍属らと共に、日本政府を相手どって集団訴訟を提起している。</p> <p>かかる事実関係を踏まえれば、本件記事Aが上記訴訟に有利となる状況にあったとの事実も真実であるといえる。</p> <p>カ 原告が現在まで本件記事Aを訂正も説明もせず、b大学で教壇に立っていること かかる事実については、当事者間に争いが無いから真実である。</p>

原告		被告乙1・乙4		原告	
記述(甲10・乙1論文エ)	摘示事実又は意見論評	社会的評価を低下させる理由	原告の主張に対する反論	真実性、真実相当性及び論評(意見表明)の域の逸脱の有無	被告乙1・乙4の主張に対する反論
(1)「若い少女たちが強制連行されたという報告の基になったのが『a新聞』の原告記者(すでに退社)の捏造記事である。」(甲10、142頁2段目) (2)「原告氏は慰安婦とは無関係の女子挺身隊という動労奉仕の少女たちと慰安婦を結び付けて報じた人物だ。」(甲10、142頁2段目)	記述(1)及び同(2)に加え、被告乙1が著名なジャーナリストであり、ホームページ上で、従前から、日本が従軍慰安婦を強制連行した事実はないなどと主張しているという事実を踏まえて、一般読者の注意と読み方を基準とした解釈をすれば、次のような事実が摘示されていると理解できる。 「原告は慰安婦と女子挺身隊とが真実は無関係であることを知りながら、慰安婦と女子挺身隊とを結びつけて両者は同じものであるという真実と異なる事実をあえてでっちあげ報道を行った」との事実の摘示	新聞記者であった原告が、真実を報じるべきであるという職業倫理に反した人物であるとの印象を読者に与え、社会的評価を低下させる。	乙1論文エが掲載された週刊(c)は経済雑誌であるから、当該雑誌の読者は必ずしも本件記事Aに関する問題に精通しているとは限らない。したがって、当該雑誌の一般読者は、記述(1)と同(2)を分解して、それぞれ、別々の事項を述べていると理解するのが普通の読み方と考えられる。 そうすると、記述(1)だけでは「捏造」の対象は不明であり、抽象的であるから、原告の社会的評価は低下しないし、記述(2)だけでは、原告が、無関係の2つの事項を結び付けたというだけのことであるから、原告の社会的評価は低下しない。 仮に、記述(1)と同(2)を関連付けて、原告が「慰安婦とは無関係の女子挺身隊という動労奉仕の少女たちと慰安婦を結び付けるという捏造をした」としても、その日時、紙面、前後の脈絡は不明であり、抽象的であるから、やはり、原告の社会的評価は低下しない(なお、後述のとおり、原告が、e氏の証言の録音テープ(以下「本件録音テープ」という。)に録音されていることを勝手に書いたのであれば、原告が慰安婦と女子挺身隊とが無関係なものであることを知っているが「捏造」にほかならないから、原告が主張するように「原告は慰安婦と女子挺身隊とが無関係であることを知りながら」という部分は摘示事実ではない。) 以上のとおり、記述(1)及び同(2)の内容は抽象的に過ぎ、事実なのか意見・論評なのか判断とはしない。 しかし、乙1論文エの内容も踏まえて解釈すれば、記述(1)及び同(2)の趣旨は、①裏取りもせずに、事実と反した本件記事Aを執筆し、②その後、反省や謝罪を述べない原告の態度を批判して、「捏造」という意見・論評を述べたと解するのが妥当である。 具体的には、以下の事実が前提とされている。 ア 原告は、平成3年8月10日、ソウルにおいて、本件録音テープを聞いた。 イ 以下の事情からすれば、本件録音テープに「女子挺身隊の名で戦場に連行された」との発言が存在しない可能性は非常に高い。 ウ 平成3年8月15日付け(j)新聞には、「生活が苦しくなった母親によって14歳の時に平壤にあるキーセンの検査に売られていった。3年間の検査生活を終えたeさんが初めての就職だと思って、検査の養父に連れられていった。」との記載があり(乙2)、「女子挺身隊の名で戦場に連行された。」との記載はない。 エ e氏に係る「弁護団聞き取り要旨」には、1939年、同原告が17歳(数え)の春、同原告らの住む町内の区長から、『そこへ行けば金儲けができる』と説得され、同町内からもう一人の娘(rという名だった)と共に出嫁ぎに行くことになった」との記載があり、「女子挺身隊の名で戦場に連行された」との記載はない。 オ 平成3年12月6日付け訴状には、e氏の主張として「14歳からキーセン学校に3年間通ったが、1939年、17歳(数え)の春、『そこへ行けば金儲けができる。』と説得され、eの同僚で一歳年上の女性(rといった)と共に養父に連れられて中国へ渡った。」との記載がある。また、同訴状には、「慰安婦」という文言はあるが、「女子挺身隊の名で戦場に連行された。」との記載はない。 カ 原告は、本件録音テープを一度も公にしたことがない。 キ 原告は、平成3年8月11日、本件記事Aにおいて、『「女子挺身隊」の名で戦場に連行された。日本軍人相手に売春行為を強いられた「朝鮮人従軍慰安婦」との記載をした。 ク 原告は、平成3年11月25日、ソウルにおいて、弁護団によるe氏の聞き取り調査に同席した。 コ 原告は、遅くとも、本件記事B(1991年12月25日付け記事)を執筆したときまでに、e氏が「母親によってキーセンに売られた」、「検査の養父に連れられて中国へ渡った。」という事実を認識しながら、本件記事Bにおいて、それを訂正しなかった。 ク 原告は、a新聞社が「(吉田清治なる者が)濟州島で慰安婦を強制連行したとする証言は虚偽だと判断し」た平成26年8月5日までに、「女子挺身隊の名で戦場に連行された」との記事を訂正しなかった。 コ 原告は、被告乙1が、乙1論文エを執筆した平成26年9月初め頃までに、裏取りもしないで真実に反する本件記事Aを執筆したことについて、反省や謝罪を述べなかった。	論評の前提事実は、いずれも真実である。仮に、記述(1)及び同(2)から、原告が主張する事実が摘示されていると理解しても、論評の前提事実として摘示した事実関係からすれば、摘示されている事実は真実であるといえるし、そうまでいえずとも、そう信じるについて相当な理由が存在しているといえる。 また、原告と被告乙1のように、論争が言論人同士においてされている場合、特に、故意に、しかも、専ら相手方を誹謗中傷する目的の下に、粗暴な言辞を用いたような特段の事情があるときを除いて、不法行為を基礎づけるだけの違法性がないか、正当行為として違法性がないと評価するべきであり、本件において、そのような特段の事情があるとは認められない。	ア 原告は、慰安婦と女子挺身隊が、無関係の制度であるとか、異なるものであることを認識しながら、意図的に両者を結び付けて虚偽報道を行ったことはない。 原告が本件記事Aを執筆する前から、「従軍慰安婦」について書かれた新聞、書籍等では、「挺身隊」、「女子挺身隊」を「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いていた。また、e氏から「従軍慰安婦」としての被害を聞き取った支援団体は、1990年11月、jを設立しているし、e氏自身が本件記事Aの発表後である1991年8月の記者会見において「挺身隊」という言葉を用いていた。 これらの事実関係からすれば、本件記事Aは、事実に基づく報道であり、被告乙1が本件記事Aを虚偽の記事であるとするのは、客観的に誤りである。 イ また、被告乙1が、原告が本件記事A及び本件記事Bを執筆した平成3年当時の日本における新聞記事や、e氏が初めて被害を名乗り出た頃の韓国国内の報道を確認しない調査をすれば、「挺身隊」の用語が「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いられたことは、容易に判明したはずである。 そうすると、被告乙1は、基礎的な調査もせずに、原告が「挺身隊」と「従軍慰安婦」が全く無関係であるのに敢えて結び付けたと意図的に報じた、あるいは、少なくともそのように誤信したことになるから、被告乙1には、上記摘示事実を真実と信じるに足りる相当な理由があったとはいえない。 ウ 原告は、e氏が親に売られて慰安婦になったという事実を聞いていないから、この点も真実ではない。 また、被告乙1は、何らの根拠もなく、原告が、e氏が親に売られた事実を知りながら、敢えてそのことを書かなかつたと断定しているから、上記摘示に係る事実を真実であると信ずるについて相当な理由があるともいえない。

記述(甲11・乙1論文オ)	原告		被告乙1・乙4		原告
	摘示事実又は意見論評	社会的評価を低下させる理由	原告の主張に対する反論	真実性、真実相当性及び論評(意見表明)の域の逸脱の有無	被告乙1・乙4の主張に対する反論
「ならば捏造かと考えるのは当然である。原告氏が捏造でないと言うのなら、証拠となるテープを出せばよい。そうでない限り、捏造と言われても仕方がない。」(甲11, 132頁3段目)	かかる記述を、被告乙1が著名なジャーナリストであり、ホームページ上で、従前から、日本が従軍慰安婦を強制連行した事実はないなどと主張しているという事実を踏まえて、一般読者の注意と読み方を基準とした解釈をすれば、次のような事実が摘示されていると理解できる。「原告は、記事にしたe氏が実の母親にキーセンに売られた女性であり、真実は女子挺身隊と無関係の人物であることを知りながら、その事実を隠して、e氏を女子挺身隊の名で戦場に連行された人物であるという真実と異なる報道を行った」との事実の摘示	新聞記者であった原告が、真実を報じるべきであるという職業倫理に反した人物であるとの印象を読者に与え、社会的評価を低下させる。	記述には、「捏造」の対象が記載されておらず、原告が主張する摘示事実を導くことはできない。また、「捏造」だけでは、抽象的に過ぎ、原告の社会的評価は低下しない。また、乙1論文オにおいて原告が問題視する記述の前には、「なぜ原告氏が挺身隊の名の下で彼女が連行されたと言ったのか。」との記載があり、この記載と前記記述を合わせて読めば、前記記述の核心は、「捏造だと言われても仕方がない。」との部分であり、「仕方がない」か否かは、証拠によって決せられない意見・論評である。そして、その前提事実は、乙1論文エにおける「被告乙1・被告乙4」「原告の主張に対する反論」アないしキに加え、「原告は、被告乙1が乙1論文オを執筆した平成26年10月初旬頃までに裏取りもしないで真実に反する本件記事Aを執筆したことについて、反省や謝罪を述べなかった。」というものである。	論評の前提事実は、いずれも真実である。仮に、記述(1)及び同(2)から、原告が主張する事実が摘示されていると理解しても、論評の前提事実として摘示した事実関係からすれば、摘示されている事実は真実であるといえる。そうとまでいえなくとも、そう信じるについて相当な理由が存在しているといえる。また、原告と被告乙1のように、論争が言論人同士においてされている場合、特に、故意に、しかも、専ら相手方を誹謗中傷する目的の下に、粗暴な言辞を用いたような特段の事情があるときを除いて、不法行為を基礎づけるだけの違法性がないか、正当行為として違法性がないと評価するべきであり、本件において、そのような特段の事情があるとは認められない。	ア 原告は、慰安婦と女子挺身隊が、無関係の制度であるとか、異なるものであることを認識しながら、意図的に両者を結び付けて虚偽報道を行ったことはない。原告が本件記事Aを執筆する前から、「従軍慰安婦」について書かれた新聞、書籍等では、「挺身隊」、「女子挺身隊」を「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いていた。また、e氏から「従軍慰安婦」としての被害を聞き取った支援団体は、1990年11月、「J」という名称で団体を設立しているし、e氏自身が本件記事Aの発表後である1991年8月の記者会見において「挺身隊」という言葉を用いていた。これらの事実関係からすれば、本件記事Aは、事実に基づく報道であり、被告乙1が本件記事Aを虚偽の記事であるとするのは、客観的に誤りである。 イ また、被告乙1が、原告が本件記事A及び本件記事Bを執筆した平成3年当時の日本における新聞記事や、e氏が初めて被害を名乗り出た頃の韓国国内の報道を確認ないし調査をすれば、「挺身隊」の用語が「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いられたことは、容易に判明したはずである。そうすると、被告乙1は、基礎的な調査もせずに、原告が「挺身隊」と「従軍慰安婦」が全く無関係であるのに敢えて結びつけたと意図的に報じた、あるいは、少なくともそのように誤信したことになるから、被告乙1には、上記摘示事実を真実と信じるに足りる相当な理由があったとはいえない。 ウ 原告は、e氏が親に売られて慰安婦になったという事実を聞いていないから、この点も真実ではない。また、被告乙1は、何らの根拠もなく、原告が、e氏が親に売られた事実を知りながら、敢えてそのことを書かなかったと断定しているから、上記摘示に係る事実を真実であると信ずるについて相当な理由があるともいえない。

記述(甲12・乙1論文カ)	原告		被告乙1・乙4		原告
	摘示事実又は意見論評	社会的評価を低下させる理由	原告の主張に対する反論	真実性、真実相当性及び論評(意見表明)の域の逸脱の有無	被告乙1・乙4の主張に対する反論
「慰安婦と女子挺身隊を一体のものとして捏造記事を物した原告・a新聞元記者」(甲12, 118頁2段目)	かかる記述を、被告乙1が著名なジャーナリストであり、ホームページ上で、従前から、日本が従軍慰安婦を強制連行した事実はないなどと主張しているという事実を踏まえて、一般読者の注意と読み方を基準とした解釈をすれば、次のような事実が摘示されていると理解できる。「原告は慰安婦と女子挺身隊とが無関係であることを知りながら、慰安婦と女子挺身隊とを結びつけて両者は同じものであるという真実と異なる事実をあえてでっちあげる報道を行った」との事実の摘示	新聞記者であった原告が、真実を報じるべきであるという職業倫理に反した人物であるとの印象を読者に与え、社会的評価を低下させる。	記述には、「捏造」の対象が記載されておらず、原告が主張する摘示事実を導くことはできない。また、「捏造」だけでは、抽象的に過ぎ、原告の社会的評価は低下しない。乙1論文カにおいては、「私の主張は先週の小欄に書いた通りだ。」との記載があり、先週の小欄とは乙1論文カのことを指すから、乙1論文カの法的評価は、乙1論文カの法的評価に吸収される。	乙1論文カと同じ。	ア 原告は、慰安婦と女子挺身隊が、無関係の制度であるとか、異なるものであることを認識しながら、意図的に両者を結び付けて虚偽報道を行ったことはない。 原告が本件記事Aを執筆する前から、「従軍慰安婦」について書かれた新聞、書籍等では、「挺身隊」、「女子挺身隊」を「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いていた。また、e氏から「従軍慰安婦」としての被害を聞き取った支援団体は、1990年11月、「j」という名称で団体を設立しているし、e氏自身が本件記事Aの発表後である1991年8月の記者会見において「挺身隊」という言葉を用いていた。これらの事実関係からすれば、本件記事Aは、事実に基づく報道であり、被告乙1が本件記事Aを虚偽の記事であるとするのは、客観的に誤りである。 イ また、被告乙1が、原告が本件記事A及び本件記事Bを執筆した平成3年当時の日本における新聞記事や、e氏が初めて被害を名乗り出した頃の韓国国内の報道を確認しない調査をすれば、「挺身隊」の用語が「従軍慰安婦」を意味する言葉として用いられたことは、容易に判明したはずである。そうすると、被告乙1は、基礎的な調査もせずに、原告が「挺身隊」と「従軍慰安婦」が全く無関係であるのに敢えて結びつけたと意図的に報じた。あるいは、少なくともそのように誤信したことになるから、被告乙1には、上記摘示事実を真実と信じるに足りる相当な理由があったとはいえない。 ウ 原告は、e氏が親に売られて慰安婦になったという事実を聞いていないから、この点も真実ではない。 また、被告乙1は、何らの根拠もなく、原告が、e氏が親に売られた事実を知りながら、敢えてそのことを書かなかったと断定しているから、上記摘示に係る事実を真実であると信ずるについて相当な理由があるともいえない。